

江南市と独立行政法人都市再生機構との 地域医療福祉拠点整備の推進に関する連携協定書

江南市（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、協定尊重の理念のもとに江南団地及びその周辺地域における医療福祉拠点整備の推進に向けて取り組むことについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、少子・高齢化社会の進展、外国人市民の増加など社会環境が大きく変化する中で多様化する地域課題に対応していくため、相互に協力し、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくり（地域医療福祉拠点化）に取り組むことを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲乙は前条の目的を達成するため、江南団地及び江南団地周辺において次の事項について連携協力する。

- （1）医療福祉施設等の充実の推進に関する事
- （2）子育て支援・入居促進策など若い世代への支援に関する事
- （3）介護・医療・見守りなど高齢者世代への支援に関する事
- （4）生活環境など外国籍世帯への支援に関する事
- （5）多世代・多文化における地域交流活性化の推進に関する事
- （6）防犯・防災対策の推進に関する事
- （7）その他甲乙協議により必要と認めた事

（連絡調整窓口）

第3条 前条の連携協力を円滑かつ効果的に進めるため、甲乙の双方に窓口を設置し、連携協力を進めるに当たり必要な連絡調整を行う。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、甲乙協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙が署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成29年9月27日

愛知県江南市長

独立行政法人都市再生機構中部支社長

.....澤田和延.....

.....伊藤功.....